

しんとう・よしおか しんきちマルシェ

追加情報!

北群馬郡の魅力をたくさんの人に知ってもらうためのイベント
「しんとう・よしおか しんきちマルシェ」について、特別企画の情報をお知らせします。

- 日時 9月20日(土) 10:00~16:00
- 場所 ジョイホンパーク吉岡(吉岡町大字大久保364-1)

特別企画

- 11:30~ 榛東中学校吹奏楽部ステージ演奏
- 13:00~ 吉岡中学校吹奏楽部ステージ演奏
- 15:00~ マスコットキャラクターコラボステージ
ぐんまちゃん、じょい太くん、でけ太くん、
しんとうちゃんと一緒に盛り上がりましょう!

オリジナル手提げバックを
ゲットできる
キャンペーンも!

イベントの最新情報は、両町村のホームページのほか、
しんとう・よしおか しんきちマルシェの
公式 Instagram をご確認ください。
皆さまのご来場をお待ちしております。



▲公式Instagram
アカウント



▲町ホームページ

問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金

老朽化により倒壊などの恐れ
のある空き家を「老朽危険空家」
と認定し除去工事を補助しま
す。

▼対象

町内に老朽危険空家を所有する
個人またはその法定相続人

▼募集戸数

1戸

▼補助金額

除却工事費の5分
の4(上限50万円)

大規模な土地取引には届け出が必要です

国土利用計画法に基づく土地売買等届出書

面積が5千平方メートル以上
の吉岡町地籍の土地を取引した
場合、買主は、町を経由して県知
事に届け出が必要です。

▼提出先

吉岡町建設課 都市建設室

▼問い合わせ先

群馬県 地域創生課

☎027・226・2366

吉岡町建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

▼届け出期間

売買契約を締結した日から起算
して2週間以内



まちな花



まちな鳥

ご協力をお願いいたします

国勢調査2025

10月1日を基準に、全国一斉に国勢調査を実施します。国勢調査は行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする5年に一度の重要な統計調査です。

▼調査対象

日本に住んでいる全ての人（外国人を含む）および世帯

▼調査内容

男女の別、出生の年月、配偶の関係、就業状況、世帯に関する事項など全17項目

▼調査方法

調査員が9月中旬から調査関係書類を配布します。

▼回答方法

- ① インターネット回答
- ② 調査票の郵送提出

調査員による調査票の回収を希望する場合や、追加の調査票が必要な場合は、企画室までご連絡ください。

▼回答期間

● インターネットでの回答期間

9月20日①～10月8日②
● 紙の調査票での回答期間
10月1日③～10月8日④

▼調査結果の利用

調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、暮らしのさまざまな分野で役立つ基礎データになります。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26・2241（直通）

※国勢調査を装った不審な訪問者や電話などにはご注意ください。

国勢調査2025
キャンペーンサイト



国勢調査の回答はインターネットがとても便利です！

回答データは 厳重に守られます

不正アクセス防止の対策を24時間行っています。



紙の調査票の提出の 必要がありません

インターネットで回答された世帯は、紙の調査票の提出が不要となります。



期間中はいつでも 回答可能

24時間スマホ、タブレット、パソコンから回答できます。



9月1日①～10月31日⑤は行政相談月間

町では、毎月第2木曜日に行政相談所を開設し、行政相談委員が行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

本町を担当している行政相談委員は岸紀子さん(南下)、飯塚京子さん(駒寄)です。

定例相談所

- ▶ 期日 9月11日⑥
- ▶ 時間 13:30～15:30
- ▶ 場所 老人福祉センター



行政相談
マスコット
「キクーン」

問い合わせ先

総務課 人事行政室 ☎26-2240(直通)

今月の手話

「地域」



右手の親指と人差し指を伸ばして、左手は開いて手のひらを上に向けます。

右手の親指の先を左手の手のひらにつけて、人差し指をグルンと半回転させます。

ふるさと納税型クラウドファンディングを実施します!

部活動に専念できる環境づくりを目指し、令和7年度も吉岡中吹奏楽部の楽器などの整備に対し支援を募ります。

他市町村の皆さまへも、ぜひご紹介ください。

▶募集開始 9月中下旬～(予定)

▶寄付方法 ふるさと納税ポータルサイトまたは役場窓口(予定)

▶問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

ひとりで悩んでいませんか?

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。

問い合わせ先

健康福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)



▲相談窓口一覧
(県ホームページ)

月1で学ぶ! 消費者の賢コッ

後払い決済サービス 利用時も契約条件 などよく確認を



後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことに加え、クレジットカード番号などを販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる決済手段です。しかし、後払い決済サービスが利用されたトラブルがあります。

事 例

- 解約後も後払い決済サービスで請求が続いた。
- 自動車教習所で契約を断ったのに後払い決済サービスで教習料金を請求された。
- 購入した覚えのない商品代金について後払い決済サービスで突然請求された。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月)～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金明細、契約期間、購入回数、返品・解約方法、定期解約条件などを確認しましょう。
- 申し込み画面やショップのURL、アドレスなどのスクリーンショットを撮りましょう。
- 販売業者とのやり取りの記録を残しましょう。
- 販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- 困った時は消費生活センターなどにご相談ください。